

I LOVE 憲法

一人ひとりが
個人として
大切にされる!
13条

生命・自由
・幸福追求
の権利
13条

天皇・大臣・
国会議員・公務員等の
憲法尊重擁護義務
99条

人は
みんな
平等
14条

安心して
働く権利
27条

平和の
うちに
生きる権利
前文

思想・良心・
信教・集会・
結社・表現
みんな自由だよ!
19条・20条・21条

教育を
受ける権利
26条

人間らしく
生きる権利
25条

「国民が幸せに生きられ
るよう保障せよ」と
国に命じているのが憲法

こんな大切な
憲法だから
96条で改憲の
ハードルを
高くしているんだね
憲法をくらしの
すみずみに
いかすことが大切よ

憲法全体で戦争できない
しくみをつくっているんだね



けんぽう そぼくなギモン

Q よその国が攻めてきたら？
武力なしで大丈夫

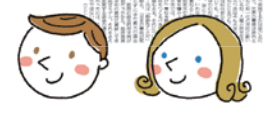
A 大切なことは、「敵が攻めてきたら」と考えるより、「敵が攻めてこないようにするには」と考えること。「敵」をもたないのが一番です。軍事同盟ではなく、平和の地域共同体をつくって紛争を予防・解決するのが世界の流れです。武力に武力で対抗するのでは、紛争が泥沼化するだけ。理性的な解決の道を閉ざしてしまいます。

Q 憲法ってアメリカに
おしつけられたの？

A 当時の日本政府案は明治憲法そのままの内容だったので、GHQが憲法草案を作成しました。その案は、鈴木安蔵氏など民主的憲法学者による「憲法研究会」案の影響をよく受けています。1946年、日本初の男女普通選挙。その国会で憲法草案は慎重に審議され、国民主権が明記され生存権も盛り込まれました。こうして、成立した平和憲法は、国民から圧倒的支持を得たのです。

日本国憲法今も世界最先端

「9条とともに画期的な人権の先取りをした憲法」「65年変わらずにきた最大の理由は、国民の自主的な支持が強固だったから」。これは世界188か国すべての憲法を比較分析してきたアメリカの法学者らの評価です。
(2012年5月3日付「朝日新聞」より)



7月は参議院選挙です。主権者として、憲法改悪ノ一の審判を!